

茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、茨城沿岸を対象に防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全に関する基本計画として策定された「茨城沿岸海岸保全基本計画(平成16年度)」について、海岸法の一部改正(平成26年12月施行)等に基づき、新たに海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的事項や海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を盛り込む等の見直しを行うため、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員の構成は別表のとおりとし、委員は知事が委嘱するものとする。

2 委員長は知事が指名するものとする。

3 委員長は委員会を代表し会務を総括する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が委員の内から指名するものがその職務を代理する。

(代理出席)

第4条 委員に支障があるときは、当該委員が委任する者が代理して会議に出席し、審議に加わることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、委員長は会議の公正又は円滑な運営が損なわれると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講じることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、茨城県土木部河川課に置く。

2 事務局は、委員会に付議すべき事項に関する資料の作成を行う。

3 事務局は、委員会の招集に関する事務を行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の意見に基づいて定める。

附 則

この要項は、平成27年7月13日から施行する。

別表 茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会 委員名簿

【学識経験者】

委員	荒川 久幸	東京海洋大学 教授 (水産学)
委員	糸井川 栄一	筑波大学 教授 (都市防災学)
委員	宇多 高明	日本大学 客員教授 (海岸工学)
委員	大場 恭子	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 技術副主幹 (安全工学)
委員	大村 智宏	国立研究開発法人 水産工學研究所 水産基盤グループ長 (海岸工学)
委員	小幡 和男	茨城県自然博物館 企画課長 (海岸植物)
委員	栗山 善昭	国立研究開発法人 港湾空港技術研究所 研究主監 (海岸工学)
委員	清野 聡子	九州大学大学院 准教授 (環境・生態学)
委員	武若 聡	筑波大学 教授 (海岸工学)
委員	野口 賢二	国土交通省 国土技術政策総合研究所 海岸研究室 主任研究官 (海岸工学)
委員	○横木 裕宗	茨城大学 教授 (海岸工学)

【利用・漁業者】

委員	坂本 恭子	サーフショップ経営 (大洗町在住) (海岸利用)
委員	田山 敏一	川尻漁業協同組合 組合長 (漁業 (県北))
委員	小野 勲	鹿島灘漁業権共有組合連合会 会長 (漁業 (県南))

【沿岸市町村長】

委員	豊田 稔	北茨城市長
委員	小田木 真代	高萩市長
委員	小川 春樹	日立市長
委員	山田 修	東海村長
委員	本間 源基	ひたちなか市長
委員	小谷 隆亮	大洗町長
委員	鬼沢 保平	鉾田市長
委員	錦織 孝一	鹿嶋市長
委員	保立 一男	神栖市長

【海岸管理者】

委員	太田 牧人	茨城県農林水産部水産振興課長 (農林水産省 水産庁所管)
委員	大江 幹夫	茨城県土木部河川課長 (国土交通省 水管理・国土保全局所管)
委員	小杉 俊一	茨城県土木部港湾課長 (国土交通省 港湾局所管)

○：委員長

(敬省略・学識経験者、利用・漁業者は五十音順)